

入 札 公 告

広島製産品使用義務付け試行対象工事・週休2日試行対象工事（発注者指定型）・**積算疑義申立対象工事**

令和8年 7月17日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により工事の請負に係る契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6第1項及び広島市契約規則第4条の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一寛

工 事 名	桐原地区ほか特環下水道築造8－1号工事
工 事 場 所	安佐北区可部町大字桐原ほか
工 事 概 要	特定環境保全公共下水道整備事業に基づく下水道の築造 【桐原地区】 管きょ工（汚水）塩ビ管 管径150mm 約460m、管きょ工（汚水）ポリエチレン管 管径150mm 約23m、マンホール工（汚水）21箇所、取付管およびます工（汚水）10箇所、付帯工 1式、仮設工 1式 【小河原地区】 管きょ工（汚水）塩ビ管 管径150mm 約350m、マンホール工（汚水）26箇所、取付管およびます工（汚水）13箇所、付帯工 1式、仮設工 1式 ※ 詳細は、設計図及び仕様書等（以下「設計図等」という。）のとおりに従うものとする。
工 期	契約締結の日から340日間
予 定 価 格	落札決定後に公表
最 低 制 限 価 格	落札決定後に公表
入 札 区 分	・ 本件工事に係る入札は、広島市電子入札システムを利用して入札を行う電子入札対象案件である。 なお、本件工事の入札は、紙による入札を認めない電子入札システム利用限定の案件である。 ・ 入札に関する手続きについては、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとする。 ・ 本件工事は、電子くじ対象案件である。
入 札 参 加 条 件	次に掲げる条件をいずれも満たしている者
資 格	・ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。 ・ 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。 ・ 入札者名義のＩＣカードを取得し、電子入札システムの利用者登録を完了していること。 ・ 上記の他の資格要件については、入札説明書のとおりに従うものとする。
認 定 工 種	土木一式工事
等 級 区 分 等	「B」、「A」又は「C」で認定されていること。ただし、「C」にあつては、土木一式工事における令和6年の完成工事平均成績の点数が83点以上又は令和7年の完成工事平均成績の点数が83点以上の者で、かつ、次の条件をすべて満たしていること。 ① 令和6年及び令和7年の土木一式工事に係る完成工事平均成績の点数がいずれも65点未満でないこと。 ② 令和7年度及び令和8年度に指名停止措置を受けている期間がないこと。 ③ 令和7年度及び令和8年度に完成した全ての工種の工事に係る完成工事成績の点数に60点未満のものがないこと。 ※ 「C」にあつては、一般競争入札参加資格確認申請時に、都市整備局技術管理課（本庁舎6階）が発行する「完成工事平均成績の開示」の写しを提出すること。
営 業 所 等	広島市内に本店を有していること。 ※ 本店とは、建設業法上の主たる営業所をいう。
会 社 の 施 工 実 績	平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。 ・ 延長が400メートル以上の下水道本管（布設工法は問わないが、管更生工法は認めない。）を施工した工事 ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。
技 術 者	① 土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。請負金額が4,500万円（税込）以上となる場合は、専任で配置できること。また、専任特例2号により兼務する監理技術者（建設業法第26条第3項第2号に規定される監理技術者をいう。以下同じ。）を置く場合にあつては、監理技術者補佐（専任特例2号により兼務する監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。 ② 技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。 ただし、請負金額が4,500万円（税込）未満となる場合の技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるものとする。 ③ 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、入札説明書に記載している条件を満たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。
そ の 他	・ 本件工事に係る設計業務の受託者（㈱日野原富士コンサルタント、㈱イミプラン、㈱浪速技研コンサルタント）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。 ・ 本件工事は、原則として市内本店業者への下請発注（2次以降の下請発注を含む。）を義務付ける工事である。 ・ 入札参加条件を満たさない者は参加できない。また、広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第2号、第3号イからオまで及び第5号アの規定により選定できない者は参加できない。 ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。 詳細は、広島市のホームページ（ https://www.city.hiroshima.lg.jp/ ）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
広島製産品使用義務付けに関する事項	別紙のとおりに従うものとする。
入札説明書等の交付・入札書等の提出	【入札説明書の交付】 広島市のホームページ（ https://www.city.hiroshima.lg.jp/ ）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」→「2. 調達情報公開システム」の「1. 一般公開用」→「ダイレクト検索 入札・見積り情報」へ画面を展開させ、本件工事を検索し、本件工事の「詳細」からダウンロードできる。 【入 札 書 受 付 期 間】 電子入札システムを利用して、令和8年 8月17日（月）、18日（火）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで。やむを得ない理由で、電子入札システムで送付できない場合は、所定の届出の後、入札書を添付書類とともに最終日の午後4時までに持参すること。 【添付書類受付期間】 入札書受付期間と同じ。（ただし、電子入札システムを利用して入札に参加する者で、添付書類の容量が、広島市電子入札運用基準第11条第2項に定める容量を超えた場合は、入札書受付期間の最終日の午後4時までに持参。） 【入札書・添付書類受付場所】 下記の契約担当課

設計図等の閲覧・交付	【閲覧期間】 公告日から令和8年 8月18日（火）までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで(広島市の休日（広島市の休日
	を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)。を除く。）。 【設計図等の閲覧・交付】 広島市のホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入
設計図等に対する質疑等	札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」→「2. 調達情報公開システム」の「2. 受注者用機能」→「6 広島市調達情報公開シス
	テム(受注者用機能)の入口」の「ログイン画面へ」→「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」へ画面を展開させ、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインのうえ、「入札・見積り情報」からダウンロードする。 なお、本件工事の設計図は、原図サイズA1をA3に縮小して添付している。 ※ 設計図等を閲覧・交付する際には、ダウンロード確認票に記載のダウンロードパスワードを入力する必要がある。 ※ 設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムに添付している「ダウンロード確認票」は開札後の資格確認申請書に添付して提出する必要がある。なお、「ダウンロード確認票」の発行は、上記閲覧期間中に限るため、なくさないように保管すること。 また、下記工事担当課においても閲覧を行っている。
開 札 日 等	【質疑書の提出期間】公告日から令和8年 7月30日（木）まで（広島市の休日を除く。）
	【システムによる回答書の閲覧・交付期間】 令和8年 8月 4日（火）から令和8年 8月18日（火）までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで(広島市の休日を除く。）。 【設計図等に対する質疑・回答の閲覧・交付】 広島市のホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入
入札参加資格確認申請書等の提出	札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」→「2. 調達情報公開システム」の「2. 受注者用機能」→「6 広島市調達情報公開シス
	テム(受注者用機能)の入口」の「ログイン画面へ」→「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」へ画面を展開させ、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインのうえ、「入札・見積り情報」からダウンロードする。 また、下記工事担当課においても閲覧を行っている。
入札参加資格確認結果及び入札結果の通知	【開札日時】令和8年 8月19日（水）午前 9時30分
	【開札場所】広島市役所 本庁舎15階 入札室
入 札 の 中 止	【入札回数】 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は、1回に限り、電子入札システムにより再入札通知書を送付して再度の入札を行う。
	【申請書等の提出】最低入札価格提示者の通知日後、最低入札価格提示者が提出すること（入札説明書の別紙（積算疑義の申立に係る手続の試行について）に記載のとおり）。
入 札 の 無 効	【提出場所】下記の工事担当課
	入札参加資格確認後、落札者決定通知書を電子入札システムにより通知する。
そ の 他	入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められたときは入札を中止する。
	この入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び提出された入札参加資格確認申請書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない者のした入札は無効とする。
入 札 保 証 金	・ 本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札である。 ・ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ・ 落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。 ・ 本件工事は、「積算疑義申立に係る手続」の試行対象工事である（入札説明書の別紙（積算疑義の申立に係る手続の試行について）のとおり）。 積算疑義の申立があったときは、検証結果の取りまとめに一定の日数を要するので留意すること。 積算疑義の申立の内容、回答及び検証結果については、「広島市電子調達システムポータルサイト」内の調達情報公開システム（一般公開用）→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正等を行った案件」→「建設工事（市長部局）」→「積算疑義の申立内容・回答及び検証結果」により確認すること。 また、下記工事担当課においても閲覧を行っている。
	・ 本件工事は、「発注者指定型」による週休2日の確保に取り組む試行対象工事である。4週8休以上を達成できなかった場合は、その状況に応じて、広島市建設工事請負契約約款第24条の定めに基づき、請負代金額の減額変更の協議を行うこととする。 詳細は、広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「工事受注者の方へ」→「広島市週休2日工事の試行について」により確認すること。 ・ その他の条件等については、入札説明書及び「建設工事の競争入札に参加しようとされる方へ」のとおり。
契 約 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	要（契約金額の100分の10以上）
契 約 担 当 課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）（電 話）082-504-2280 （電子メールアドレス）keiyaku-koji@city.hiroshima.lg.jp（FAX）082-504-2612
工 事 担 当 課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市下水道局施設部管路課（本庁舎13階）（電 話）082-504-2719 （電子メールアドレス）g-kanro@city.hiroshima.lg.jp（FAX）082-504-2617

広島製産品使用義務付けに関する事項

1 義務付けの内容

広島製産品の使用実績に応じて広島市請負工事成績評定の加点評価を行う対象資材のうち、鋳鉄製防護蓋を除くすべての資材について、当工事における広島製産品の使用実績を金額ベース（受注者の購入金額割合）で80%以上とすることを義務付ける。

2 提出

受注者は、工事完成時に「広島製産品使用義務付けについての調査票」、「工事における広島製産品の使用実績について（様式－44）」、「広島製産品使用結果報告書（様式－44－1～2）」及び証明資料（数量・購入金額入り）を発注者へ提出するものとする。

3 検査・評定

義務付けの履行確認ができなかった場合、工事検査成績評定点を8点減じる。なお、工事検査成績評定点の減点は、受注者の責に帰すものに限る。

4 その他

広島製産品の定義及び広島製産品の使用実績に応じて広島市請負工事成績評定の加点評価を行う対象資材については、広島市ホームページ〔事業者向け情報→都市整備→公共事業の情報化と技術管理→広島製産品〕のとおりとする。

なお、広島市ホームページ〔事業者向け情報→都市整備→公共事業の情報化と技術管理→広島製産品〕の広島製産品（建設資材）一覧表に記載された広島製産品は、募集案内に基づき応募のあった広島製産品のみであり、全てを網羅しているものではない。